○東北地方整備局告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年三月五日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百十五号	相馬市大字山上字山岸から同市大字山上字間之次郎まで	改築	平成二十四年三月五日

○東北地方整備局告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年三月五日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百十五号	相馬市大字東玉野字姥ヶ岩から伊達市霊山町石田字大貝まで	改築	平成二十四年三月五日

○関東地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	東京都大田区多摩川二丁目六〇三番三地先から川崎市幸区小向仲野町一番五地先まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月五日

○関東地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月五日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
草加市新善町字甚蔵一五五番一地先から春日部市水角字古川一二六番一まで	前	BA 二一・〇〇～五七・〇〇 一四・〇二〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 二一・〇〇～五七・〇〇 一四・〇二〇	
		〇・〇〇～一二四・四〇〇 六・〇一一	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	越谷市大成町六丁目三一番から同市大成町八丁目二四九八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月五日

○関東地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月五日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
市川市東大和田二丁目三八〇四番一から同市東大和田二丁目三八四一番三まで	前	七三・六〇～一一三・一二（キロメートル）	
	後	七九・一九～一一三・一二 〇・〇二九	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市大和田一丁目二三三番二七地先から同市東大和田二丁目三八〇四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月五日

○関東地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月五日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千九百四十二号韮崎都市計画道路事業

三・四・一号滝坂下今井線

三　事業施行期間　自平成十一年十一月十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月五日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号